資料2

重点施策１　　相談支援体制の充実　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan

施策の方向性（計画書p.37）

・複合化、複雑化している相談に対応するためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要。

・相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められる。

第４次計画での取組項目（計画書p.37～38）

① 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の強化

② 指定特定相談支援事業所の体制整備（相談支援専門員の増加とセルフプラン率の適正化）

③ 基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の質の向上を目指して研修会を開催し、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、相談支援体制の充実を図ります。

④ 市内６か所の（市委託）相談支援事業所において一般相談をおこないます。

⑤ 対象者、リスクの内容の枠を超えた、包括的・重層的な相談体制の構築（重層的支援体制整備事業）

Do

成果

主な活動指標（計画書p.39）	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶相談員などによるサービス利用計画の作成割合	R4　56.4　%	↗	—					
❷市内相談支援事業所における相談支援専門員の人数	R4　25 人	↗	27 人					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は53.4%。障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）の巡回訪問の際に、市内の指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成件数を確認した。令和6年度の作成割合は未算出。

❷ 令和5年度の実績値は26人。令和6年度の市内の相談支援専門員初任者研修受講者数は11名だった。

① 基幹相談支援センターが巡回訪問（年4回）を行い、計画相談支援・障害児相談支援給付費の加算給付費の加算取得状況や相談支援事業所の困り事を確認した。また、初任者研修受講11名と、現任研修の受講者2名へのフォローアップ研修を実施した。

基幹相談支援センター進捗会議を開催し、基幹センターが行った支援について、基幹センター外の主任相談支援専門員や尾張北部圏域地域アドバイザーに意見をいただいた。（主に、困難事例に対応した相談支援事業所への助言等）

② 巡回訪問や相談支援事業所連絡会で、計画相談支援・障害児相談支援給付費の加算給付費の取得を促し、相談支援事業所の収益を上げていくことで、安定経営に寄与できるよう助言した。

③ 地域移行・地域定着について、事例検討及び勉強会を行った。参加者15名

④ 市内６カ所の市委託相談支援事業所で、主に新規の相談に応じた。

⑤ 市福祉総務課が担当で「こまきつながる会議」と称する困難ケースに係る支援計画を作成するための会議体を設けた。

Check	課題	❶ a)指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援に従事する相談支援専門員の員数が増えるか、現在従事している相談支援専門員の一人あたりの担当件数を増やさないと計画の作成割合は増えない。 b)自社サービス利用者に限定して担当されている場合がある。他社サービス利用者も担当していただくことが望ましい。
		❷ a)報酬が安価なので、事業者が相談支援事業に積極的ではない。→令和5年度に“相談支援事業に係る加算取得の説明会”は開催済み。 b)一人で相談支援業務をおこなっていると、同法人内の他職種の職員と悩みや困りごとを共有できず孤立を感じる者もいる。相談支援専門員同士で交流する機会があればこれを軽減できる可能性はある。
		① 相談支援専門員としての経験等の差により、相談者及び対象者との関係性の“距離”の取り方等、主任相談支援専門員から指摘することがある。 ② （課題は❶と同じ） ③ （課題は①と同じ） ④ 特になし。 ⑤ こまきつながる会議にて検討する機会が少ない。その有効性が浸透していないと思われる。
Act	今後の取組	1) 指定相談支援事業所ごとの担当件数を把握するとともに、利用者の追加の受け入れができない理由を洗い出す。 2) 他事業所との連携による機能強化加算取得（相談支援の基本単価のＵＰ）を促進する。※地域生活支援拠点への登録必須 サービス等利用計画作成に伴う各種加算の取得状況について、毎回の相談支援事業所連絡会で確認する。 3) 相談支援専門員間の交流の機会を増やす。 4) 相談支援事業所連絡会にて、相談員の魅力アピール、サービス等利用計画作成に伴う各種加算取得の説明会の開催 ・小牧市障害者自立支援協議会の事業所に呼びかけ、相談支援専門員の魅力を伝え、相談支援専門員初任者研修受講につなげる。 ・相談支援事業所を立ち上げるための知識の習得（講義）を開催。

重点施策２　　地域生活支援拠点の機能強化　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性（計画書p.40）	「体験の場や機会」、「緊急時の受入・対応」の高いニーズに応えるため、更なる体制の強化を図る。
	第４次計画での取組項目（計画書p.40～41）	① 面的に整備した各機関の機能の強化を目指します。特に、緊急時の受入体制の構築ならびに体験の場の確保を図り、障害種別等に関わらず、市内の入所施設やグループホームと連携して、いつでも受け入れることができるよう体制の強化を図ります。 ② 地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討します。 ③ 相談支援体制の強化に努めます。 ④ 小牧市障害者共同生活援助事業費補助金など、継続して助成をおこないます。 ⑤ 基幹相談支援センターや自立支援協議会において、各種の研修会を開催し、専門的人材の確保・育成に努めます。 ⑥ 自立支援協議会において、地域の課題を抽出し課題解決に向けた検討を進めます。

Do　成果

主な活動指標（計画書p.41）	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶地域生活支援拠点の評価の実施	R4　なし	実施	なし					
❷福祉施設から地域に移行した人数	R4　12 人	↗	―					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度・令和6年度共に、地域生活支援拠点の評価は未実施

❷ 令和5年度の実績値は13人。福祉施設からの地域に移行した人数は現時点（令和7年4月）で未算出。

① 令和7年4月に地域生活支援拠点事業所登録制度を開始した。

② 地域生活支援拠点コーディネーターの配置は、市障がい福祉課内で令和7年度以降に向けて検討した。

③ 地域生活支援拠点事業所登録制度説明会に、５法人の相談支援事業所が参加した。

④ 継続して補助金を助成している。

⑤ 地域移行・地域定着について、事例検討及び勉強会を行った。参加者15名
日中活動系・就労支援連絡会で事例検討会を開催した。参加者49名

⑥ 共同生活援助意見交換会を開催して、地域課題の抽出を行った。参加者14名

Check	課題	❶ a)地域生活支援拠点を構成する事業所の登録が必要となった。事業所へ登録を促すアクションが必要。 b)緊急時の受け入れが最も苦慮する。緊急受入をし得る事業所からの声を聞き、それらへの対応を検討することが必要。 c)（地域生活の）体験の場と機会を提供する長期入院者や入所者の状況把握ができていない。 d)地域生活支援コーディネーターが定まっていない。 e)地域生活支援拠点の充実・強化に資する“専門人材”とはどのような人材か明らかにする必要がある。 f)市が地域生活支援拠点の評価項目・評価基準等を定める必要がある。 ❷ a)地域移行に該当し得る対象者の把握が必要。 ⑤ 連絡会の事例検討会の参加者は、多くが管理者クラスであり現場職員の参加が少ない。現場職員が参加しやすい工夫が必要。 ⑥ 共同生活援助意見交換会では、「事業所が日用品の用意をしなければいけなかった」「利用者同士の関係性の考慮」「人員不足」などの受入側の困り事があった。
Act	今後の取組	(1) 共同生活援助と相談支援専門員との意見交換を行い、緊急受入をし得る事業所の懸念事項について話し合う。

Plan	施策の方向性 （計画書p.42）		・ 更なる発達支援の場の充実 ・ インクルーシブな保育・教育の充実 ・ 障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・ ライフステージごとに切れ目のない支援の実施、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化
		第４次計画 での取組項目 （計画書p. 42～43）	**(1)　障がい児相談・発達支援の充実** ① 障害のある児童の心身の状況や環境、児童・保護者の意向などを踏まえて適切なサービスが利用できるよう障がい児相談支援の充実を図ります。 「支援が必要なお子さんのためのガイドブック」を作成し、障がい児支援の利用促進を図ります。 ② あさひ学園は「発達支援」「家族支援」「相談支援」をおこないます。さらに、あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。 ③ 居宅訪問型児童発達支援や、保育所等訪問支援については、実施体制の充実を図ります。 ④ 保護者に“はじめのいっぽ”（情報冊子）を配布し、子育て支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。 ⑤ ライフステージごとに切れ目のない支援ができるように、“成長記録”の活用を啓発し、関係機関との連携が図れるように努めます。
			(2)　医療的ケア児等の支援 ① 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。 ② 基幹相談支援センターに配置した医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に関する情報を集約し、必要な関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築に取り組みます。また、医療的ケア児とその保護者の当事者間のつながりを推進します。 ③ 保健・医療・福祉・教育・保育などの関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。 ④ 医療的ケア児等ネットワーク部会において、医療的ケア児等の支援体制構築のための課題・取組等について検討します。 ⑤ 医療的ケアを実施できる人材の確保、医療的ケア児等を受入れる事業所の確保に努めます。 ⑥ 医療的ケア児等とその保護者に対し、継続的な情報提供をおこなっていきます。

Do	成果	主な活動指標（計画書p.43）	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
		❶あさひ学園の相談件数	R4 5,487 件	↗	5,379件					
		❷医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	R4 2 人	↗	1 人					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は5,536件。相談件数は横ばいの状況。

❷ 令和5年度の実績値は2人。社協ふれあい総合相談支援センター職員1名が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した。

(1) ① 「支援が必要なお子さんのためのガイドブック」は令和7年2月に完成した。関係機関（市内保育園、幼稚園、市内小中学校、市内クリニック、保健センターなど児童に関する機関）に配布し、利用促進に繋げた。

② あさひ学園に卒園と同時に委託相談支援事業所へ繋いだ。担当者会議を開催する際に、委託相談支援事業所の相談員が同席したことで、相談先に繋ぐことができた。

あさひ学園、児童発達支援センター、相談支援事業所との連携状況を確認した。

連携が図りやすいように、「成長記録」を情報共有ツールとして施行した。

③ 受け入れ側（学校、保育園等）の理解があり、保育所等訪問支援の利用は増えてきている。

居宅型訪問支援について、医療的ケア児には、周知利用は広まってきた。

④ 「はじめのいっぽ」は令和6年3月に最新版が完成し、関係各所に配布している。令和7年3月に増刷した。

保護者より見やすくなったという意見があり、活用されている。

⑤ 「成長記録ノート」は、名称を各機関で「成長記録」と統一し、あさひ学園が市保健センター等と意見交換しながら改訂完了した。

(2) ① 医療的ケア児等ネットワーク部会を年3回開催し、関係機関や保護者と医療的ケア児の課題について話し合いを行った。

② 医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児がいる自宅を訪問し、現状や困りごとなどを把握する「なかよし訪問」を実施し、保護者からの要望等（課題）について、医療的ケア児ネットワーク部会で関係機関と話し合った。

「医療的ケア児の家族のつどい」を2回開催した。参加者1回目　保護者6名、2回目　保護者4名、児童2名

市内のホームヘルパー事業所に、喀痰吸引の講習の修了者、医療的ケア行為の実施の有無等を確認した。

市内の居宅介護事業所向けにアンケートを実施し、1号、3号研修の取得人数を把握した。

③ 令和7年3月までの医療的ケア児等コーデイネーター講習の修了者は以下のとおり。

市保健センター　2 名、　市幼児教育・保育課　0 名、　市学校教育課　0 名、

市子育て世代包括支援センター　1 名、　市障がい福祉課　1 名、

ふれあいの家あさひ学園　3 名、　基幹相談支援センター　3 名

		④ (2)①と同じ ⑤ 実状把握のため、市内の居宅介護事業所に対しアンケートを実施し、1号・3号研修の取得人数の把握や医療的ケア行為の実施の有無等を確認した. ⑥ 「はじめのいっぽ」の「医療的ケア児が必要なお子さんとお家で一緒に暮らすことを考えているご家族へ」のページを令和6年3月に作成し、なかよし訪問(定期訪問)で配布した。
Check	課題	❶ 地域の方々にあさひ学園の周知ができていない。なお、児童発達支援センターの４つの機能のひとつになっている「地域の障害のあるこどもの発達相談の入口としての幅広い相談機能」と重複することもあり、あさひ学園だけでなく児童発達支援センターも相談窓口となっていることの周知が必要。 ❷ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者をどの関係機関に何人配置するのが望ましいか、また受講の優先順位等の検討がされていない。（優先順位≒その部署に配置することの有効性） （１） ②あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化につながる連携が取れていない。 ③・保育所等訪問支援の利用は増えてきているが、市内に保育所等訪問支援を行っている事業所が少なく、需要と供給が追い付いていない。 ・居宅型訪問支援について、医療的ケア児には周知利用は広まってきたが、なお利用が増えていくとよい。 ⑤「成長記録」について活用が上手くできていない（保管場所が、保育園、学校となり児童に関わるすべての機関が把握できない）。関係機関との連携が図れるよう児童発達支援事業所、放課後等デイサービスへ更なる周知が必要。 （２） ①・医療的ケア児等の支援体制の強化のために、年3回の医療的ケア児等ネットワーク部会の開催の中で、最新の情報共有や、近況報告などを行っていく必要がある。 ・健診で耳の検査が上手くできない児童がいて、就学前に見つかることがわかった。 ③医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者が、各機関で受けられるようにする必要がある。 ④・相談支援専門員不足のため、医療的ケア児に対して計画相談がつけれていない状況。 ・喀痰吸引の必要な家族の兄弟支援のため、訪問看護だけでなく、ヘルパーの利用について保護者に周知出来ていないことや、ヘルパー利用についての不安がある。

Act	今後の取組	❶R6年度は、南部地区にて出前講座を行った。今後も民生委員・児童委員や、保健連絡員向けの出前講座を行い、あさひ学園の周知にて必要な方に繋げていけるよう動いていく予定。 ❷各機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を均等に増やしていけるよう、計画を立てて進めていく必要がある。 （1）①支援を必要とする子どもの発達と聴覚に関するフォロー体制について、関係機関と検討を進めていく。 ②あさひ学園と児童発達支援センターとの「発達支援」と「家族支援」、「相談支援」について、意見交換会を開催する。 あさひ学園は幼稚園との連携強化の為、公開講座を開催し乳幼児期の仕組み等を共有したり、就園時の引継ぎを充実させていく。 ③事業所部会にて、保育所等訪問支援についての状況把握・周知を行う。 居宅型訪問支援は、なかよし訪問にて情報を提供していく。 ⑤事業所部会にて、「成長記録」の活用を児童発達支援、放課後等デイサービスに活用を促していく。事業所から、保護者に見せてもらえるよう促していく。 （2）①医療的ケア児等ネットワーク部会　年3回 ・関係機関との情報共有・意見交換 ・意見交換事業所部会から出た課題、行った活動の報告 ③医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を受けていない機関に促していく。 ④「なかよし訪問」にて、ヘルパーについての周知、提案を行っていく。 ⑤事業所部会にて、「成長記録」の活用啓発を行っていく。 ⑥「なかよし訪問」を行い、情報提供を行っていく。

令和７年度の取り組み予定

1）あさひ学園での相談の内容と件数　　**（令和6年4月～令和7年3月まで）**

相談件数	入園児のこと　4,463　人	卒園児のこと　238 人	あさひ学園通園児ではない児のこと　678 人
主な相談内容	乳幼児健診後のフォロー教室からあさひ学園に繋がるケースが大半であるため、発達に関する相談内容の割合が多い中、就園後に就園した先からの療育をすすめられた保護者からの相談も年々増加している。		

基本目標１　　権利を守ります　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性	福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進する。障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努める。
	取組項目	(1) 権利擁護支援の推進　(2) 障がいに関する理解の促進　(3) 差別解消の推進　(4) 虐待の防止

主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数	R4　85 人	↗	91 人					
❷市民後見人候補者名簿登録人数	R4　－ 件	↗	15 人					
❸ヘルプマークを知っている市民の割合	R3　64.3 %	↗	—					
❹障がいに関する研修会への参加者数	R4　159 人	↗	—					
❺障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の割合	R4　18.1 %	↘	—	—	—	—	—	

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は88人。研修事業を通して成年後見制度の普及啓発や尾張北部権利擁護支援センターの周知を行ったことをきっかけに、個別の相談につながっている。特に「尾張北部圏域の障害福祉を考える会」や「虐待対応研修」を受講した方からの相談件数が増加した。

❷ 令和5年度の実績値は未算出。令和5～6年度で後見人養成研修を開催。基礎研修・対応研修・実務研修を受講し、15名が「市民後見人候補者登録名簿」に登載した。

D o	成果	❸ 令和5年度の実績値は77%。令和6年度の実績値は未算出。（「小牧市まちづくり推進計画」策定にて使用した数値） 障がい福祉課、保健センター、子育て包括支援センター窓口においてヘルプマークを配布し市ホームページで周知した。 ❹ 令和5年度の実績値は374人。令和6年度の実績値は未算出。 ❺ 令和5年度・令和6年度の実績値は未算出。（この項目は6年に1度行うアンケートで、直近では令和4年度に実施）
		(1) 成年後見制度の適切な利用の促進のための体制整備として、尾張北部権利擁護支援センターから小牧市社協へ法人後見の受任を提案されている。なお、後見人支援の充実については❷の記載のとおり。 また、日常生活自立支援事業の制度は、令和6年12月号の「社協だより」にて周知を行った。 各連絡会にて、尾張北部権利擁護センターが主催する権利擁護に関する研修の周知に協力した。 (2) 「社協だより」に障害者週間の記事を掲載するとともに、啓発ポスターを障がい福祉サービス事業所へ配布した。 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会（小牧南部、小牧中部、小牧西部、味岡、篠岡、北里地区の６地区）で、委託相談支援事業所の説明、障害者虐待防止法についての説明と見守りを依頼した。 教育・医療・保健・福祉・労働等が情報を交換・共有する機会として、小牧市特別支援教育連携協議会（管轄担当は市学校教育課）があり、年2回開催されている。 (3) 令和5年度の障害者差別解消支援地域協議会の報告は、令和6年度の第1回小牧市障害者自立支援協議会で行った。 自治体による差別は0件、事業所による差別は2件（計2件） (4) 小牧市障害者虐待防止センターを小牧市障がい者基幹相談支援センターに設置し、虐待通報・届出・相談を受け付けている。令和6年度虐待通報件数は、施設従事者及び使用者虐待15件、養護者虐待7件。通報の内訳は次のとおり。 身体的虐待5件、性的虐待2件、心理的虐待14件、経済的虐待2件、放棄放任的虐待6件。（一人で複数種の被虐待あり） 障害者虐待防止法についての研修への参加者は対面とWEB合わせて100名程度。内自立支援協議会事業所からの参加者は13名。

Check	課題	❶ 成年後見制度が必要な方に、必要な支援が届くようにするためには、障がい福祉に直接かかわる方だけでなく、地域のひとりひとりの理解が不可欠であり、さらなる普及啓発が必要である。 ❷ 令和７年度から第2期市民後見人養成研修を開催するが、第1期と同等の受講者を見込めるよう周知を図る。また、修了者を市民後見人の候補者としてだけでなく、地域の社会資源として有効に活用できるような仕組みづくりが求められる。 なお、令和6年度中に、市民後見人候補者登録名簿登録者から、1名が市民後見人として選任されている。 ❸ ― ❹ ― ❺ いやな思いをした場面として多いのが「地域社会（≒一般市民）」と「職場」となっている。それらへどのように啓発すると効果的か。なお、そもそも「いやな思い」の“いや”の内容が具体的には不明。 (2) 継続して障がい者に関する理解促進をするため普及啓発が必要。 (3) 事業者等による差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等の相談受付数は少ないが、これらの提供の周知ができているかは不明。 (4) 虐待通報件数は増えており、以下の点が懸念される。 ・何が障害者虐待になるのかを知らない支援者もいるのではないか。 ・研修に自発的に参加する人より、むしろ参加しない人にどうやって障害者虐待について周知していくか。 ・障害者虐待が起こる背景を個人の問題と捉えず、事業所(家族）の問題として捉える必要がある。
		(2) ・市のホームページや、SNS、こまき社協だよりなどに、障害者週間や障害者に関するイベントなどの周知を掲載する。 ・民生委員・児童委員に対し、依頼に応じて出前講座を行っていく。 (3) ・障害者差別解消法の研修を開催し、事業者に対して差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を周知していく。 (4) ・小牧市障害者虐待防止センターでの、障がい者福祉施設従事者及び使用者による障がい者虐待についての通報・届け出相談を受け付け対応し、障がい者虐待の未然防止、早期発見に努めていく。 ・実際に受付た虐待通報、届け出を元に事業所や関係機関と一緒に研修会を行う。

基本目標２　　相談支援を充実します　　（重点施策１あり）　　作成日　令和7年5月19日

Plan	施策の方向性	相談支援体制の充実とともに、複合化・複雑化している問題に、多機関多職種が協働して取り組む。 当時者・サービス事業者・関係機関等が課題を共有し、重層的・継続的な支援体制を整備する。									
	取組項目	(1)**相談支援体制の充実**　(2)相談員の質の向上　(3)相談先の周知　(4)自立支援協議会の充実									
Do	成果	主な活動指標	基準値	方向性	実績値						
					R6	R7	R8	R9	R10	R11	
		❶障害者相談支援事業の相談件数	R4 16,337 件	↗							
		＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞ ❶ 令和5年度の実績値は14,844件で約10%弱の減。セルフプランでの対応が多くなったことで相談件数が減った可能性も考えられる。なお、実績値は市が主要施策成果説明書で使用している数値であり、令和6年度の実績値は今後算出予定。 (1) 重点施策１と同様。 (2) 重点施策１と同様。 (3) 民生委員や地域包括支援センターから、支援が必要な人の情報を基幹相談支援センターへ提供された場合は、その内容によって、委託相談支援事業所等の関係機関へ繋ぐことで早期対応に努めている。 (4) こども連絡会及び日中活動・就労系連絡会へ相談支援専門員が参加し、それぞれの現状や課題の共有に努めている。									
Check	課題	❶ 相談件数が減った主要因がセルフプラン率であるならば、相談支援専門員の不足と考えられる。 (3) （市委託の）相談支援事業所の周知先について不足はないか。及び周知方法は相手方の理解が深まる方法であるか。 (4) サービス事業所は、利用者（障がい者・児）の課題＝地域の課題という認識を有しているか。									
Act	今後の取組	1) 基幹相談支援センターが行う巡回相談等の機会を通じて、相談支援専門員から相談支援上の困りごと等を聞き、それに応じて研修内容を企画する。 2) 一年度に一回以上、障がい者・児に関する相談先を、市広報や市社協だよりに掲載する。また、各事業者のホームページに掲載する。 3) 相談支援連絡会の内容等について、代表と事務局で協議する。									

基本目標３　　生活を守ります　　（重点施策２あり）　　作成日　令和7年5月19日

Plan	施策の方向性	障がいのある人の日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系サービス等については、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。 また、生活の拠点となる居住の場として、さまざまなニーズに対応できる多様な形態のグループホームの整備を促進します。
	取組項目	**（1）地域生活支援拠点の機能強化**　（2）障害福祉サービス（訪問・日中活動系）等の充実 （3）グループホームの整備促進　（4）手当の支給等　（5）福祉人材の確保

Do　成果

主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶グループホームの利用者数（実利用者数の月平均）	R4　145　人	↗	―					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶　令和5年度の実績値は176人（約20％増）。令和6年度の実績値は未算出。

(1) 重点施策２「地域生活支援拠点の機能強化」に記載。

(2) 以下のことを取り組んだ。

・居宅介護、重度訪問介護等のサービス量及び質の確保を図るのは、それぞれの事業所努力による。

・日中活動系連絡会を開催し、事業所の安定運営のための情報交換を行い、サービスの量・質の確保に努めた。

・『障がい者が日中通うためのガイドブック』を作成し、相談支援専門員や事業所等が活用することで、福祉サービスの利用促進となっている。

・「障害者デイサービス施設ひかり」の利用登録者は現在15名。うち13名が障がい者区分5～6の重度の方で、身体障害者手帳1種1～2級且つ療育手帳A判定の重複者。8名の方にてんかん発作があり、医療的ケアを要する方が3名利用中。利用者のご家族が高齢になり将来の入所先などの相談も適宜行っており、セーフティネットの機能を担っている。

・各連絡会にてBCP（災害時や感染症対策としての業務継続計画）の策定・研修・訓練の実施状況を確認し情報を共有した。

(3) 令和６年度から市内に日中支援型のグループホームが２事業所開設し、日中も支援が必要な方を受け入れている。

(4) ―

		(5) ハローワーク春日井と連携して『こまき福祉のおしごとフェア』を開催した。来場者数74人、当日出展した事業所と面談された方が13名。そのうち採用となった方が3名。 小牧市社会福祉協議会のボランティアセンター主催で、次のボランティア養成講座を開催した。 ・手話24名　・要約筆記2名　・音訳（朗読）8名　・点訳6名
Check	課題	❶ グループホームの利用者数の増のきっかけとして、長期入院者や施設入所者の地域移行があり得る。地域移行支援をさらに進めることが必要。また、グループホーム職員の勤務の継続と資質の向上を図る必要がある。 (2) 居宅介護について、相談支援専門員から時間帯によって不足との声がある。 (3) 相談支援専門員から以下の課題提言あり。 ・職員の欠員による事業所の閉鎖により、相談支援専門員が別のグループホームを探すことが必要だった。 ・世話人の入居者への対応に改善の余地があると思われる。（障がい福祉未経験の従業員の資質向上） ・立地条件（交通の便）がよくないグループホームは空きがあるが、立地が良いところは満床。 ・グループホーム入居には障害認定区分が必要だが、相談から付与までに２～３ヶ月かかる。その間は入院を延長する等、やむを得ない方法で待機している。
Act	今後の取組	❶ a）地域生活支援拠点の登録を機に、宿泊を伴う各サービス事業所が受け入れる障がい種別や状態等について、市障がい福祉課及び基幹相談支援センターが把握し、相談支援専門員へ周知することでどこかを利用できるようにする。 （地域生活支援コーディネーターの配置状況によっては、この役割をコーデイネーターが担う） また、グループホームの形態が３類型（４種類）あり、各施設の類型を把握する。

基本目標４　　就労を支援します　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性	令和6年度以降、障害者雇用率が引き上げられることから、いっそうの一般就労を促進する。 障がいについての職場の理解促進、環境の整備が必要。 障害福祉サービスを利用して働く方が経済的に自立するために、工賃の更なる向上が必要。 障がいのある人の一般就労の機会の拡大や、職場への定着を図る、
	取組項目	(1) 事業所の理解促進　(2) 障がい者雇用の推進　(3) 就労施設への支援

Do　成果

主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶ 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績	R4 1,996.7 万円	↗	1864.1 万円	万円	万円	万円	万円	万円
❷ 障がい者就労施設等からの一般就労への移行者数	R4 25 人	↗	— 人	人	人	人	人	人
❸ ハローワーク春日井管内における企業の障害者雇用率	R4 2.21 %	↗	2.33 %	%	%	%	%	%

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は2553.9万円。市は、小牧市内の事業所に対し提供できる物品および役務の情報提供を求め、その情報を市役所内各部署と共有することで、障がい者就労施設の受注機会の拡大や、施設に就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に努めている。

❷ 令和6年度の実績値は未算出。（県の調査結果に基づく数値であり、現段階では県が未算出）
市内企業に対し、市が「合理的配慮」に関する説明会を開催し、障がい者雇用に対する理解を求めた。

❸ 令和5年度の実績値は2.38%。令和6年度の障害者雇用率は前年度比△0.05%。

(1)　障害者雇用支援月間（9月）のポスターを小牧市内の一般企業や障がい福祉サービス事業所へ配布した。

一般企業からの問い合わせ（どのように仕事を教えれば良いか等）はあるが、事業所が直接返答するに留まっており、小牧市障害者自立支援協議会としての連携は実施できていない。

日中活動系・就労支援連絡会で「こまき福祉のおしごとフェア」を開催し、ハローワーク春日井の就職相談スペースを用意することで、障がい者雇用の情報提供を行った。

		(2)　就労支援連絡会を開催し、事業所の安定運営のための情報交換を行い、サービスの量・質の確保に努めた。新たに創設された『就労選択支援』について、現段階で決まっている事業所の要件などを同連絡会で共有した。 障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう、ハローワーク春日井ではミニ面談会を実施。またオンライン面接会を検討中。雇用率を達成していない企業には個別訪問を行い制度の周知を図っている。また、障がい者雇用の実績のある企業にも個別訪問を行い、就労定着支援や新たな雇用創出をお願いしている。 (3)　小牧市障害者自立支援協議会事務局では「障害者優先調達推進法」に則り、印刷物の作成等障がい者関連事業者へ発注した。 障がい者就労施設による物販の機会として、『にじいろマルシェ』を１回、『とよめマルシェ』を２回を開催した。 働きたいと思っている障がいのある方への情報ツールとして『障がい者が働く事業所ガイドブック』を作成した。
Check	課題	(1) 本計画策定に係るアンケート結果で、「障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをした」場面として、“地域社会”と“職場”が多かった。福祉専門職ではない雇用主や住民への『差別解消』『合理的配慮』を啓発する必要がある。 (3) 障がいのある方の就労先及び、仕事の確保が必要。 障がいのある人の就労先の周知が必要。
Act	今後の取組	(1) 障害者雇用支援月間等に小牧市内の一般企業や障がい福祉サービス事業所へ、ポスターを配布していく。 (3) 「障害者優先調達推進法」に則り、印刷物の作成等障がい者関連事業者へ発注していく。 「障がい者が働く事業所ガイドブック」を更新し、働きたいと思っている障がいのある人への情報を発信していく。

基本目標５　　発達を支援します　　（重点施策３あり）　　作成日　令和7年5月19日

Plan	施策の方向性	障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、発達支援の充実に努めるとともに、継続的な支援がおこなわれるよう、保健センター、子育て世代包括支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園、あさひ学園、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、小中学校、特別支援学校、県の関係機関等との発達支援ネットワークの強化に努め、支援体制の充実を図る。
	取組項目	(1) ネットワークの構築　**(2) 発達支援･医療的ケア児等支援の充実** (3) サービスの質の向上　(4) 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進 (5) インクルーシブ教育の推進　(6) 学校との連携　(7) 子育て世代包括支援センター

主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶ 委託相談支援事業所における障がい児に関する相談者数	R4　837　人	↗	―	人	人	人	人	人

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶　令和5年度の実績値は1,045人。実績値は市が主要施策成果説明書で使用している数値であり、令和6年度の実績値は今後算出予定。

(1) こども連絡会を年２回開催した。内容は次のとおり。（こども連絡会のほかにも他機関主催の同義の会議有り）

・関係機関との情報共有・意見交換、不登校児童が通える社会資源の確認・整理、こども連絡会事業所部会から示された課題の検討、事業所見学会等の事業所部会としておこなった活動の報告

事業所部会を年３回開催した。内容は次のとおり。

・事業所同士の情報共有・情報交換、あさひ学園・児童発達支援センター・相談支援事業所と事業所間の連携についての意見交換会、成長記録（ノート）の周知

・あさひ学園、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所への見学会　（対象：こども連絡会事業所部会、日中活動系連絡会、就労支援連絡会、相談支援事業所連絡会の事業所）

Do	成果	(2) 重点施策3「発達支援・医療的ケア児支援の充実」に記載。 (3) 以下のことをおこなった。 こども連絡会事業所部会での研修会 ・ 事例検討「不登校児童生徒への自己肯定感の高め方」参加者39名 ・ 講義「個別支援計画5領域の理解とこどものニーズを知るためには」参加者45名 療育支援事業での研修会等 ・ 「小牧市の『切れ目ない支援について』関係機関の役割を知る」参加者38名 ・ 「医療的ケアが必要な方やご家族への対応～支援者同士の社会資源共有と関係機関連携～関係機関の役割を知る～」参加者30名 (4) ・随時、入園調整を行い、その後検討委員会において検討した。 ・安全・安心な保育をしていく上で必要な保育士を確保するため、正規保育士の増員を計画的に進めている。 ・こども連絡票を活用し、関係機関との連携を図り、親子に寄り添い子どもにあった支援を考えた。 ・児童クラブ及び放課後子ども教室において、障がいの有無によらず利用または参加希望者の申し込みを受け付けた。 ・愛知医療療育総合センター地域支援課から講師を招いての研修会「療育支援研修」児童クラブ職員参加者３１名。 ・児童クラブを利用継続又は新規加入する児童の障害等について審査し、適切な職員の加配対応を行った。 ・児童健全育成指導員等が児童クラブを定期的に巡回し、障がいのある児童の適切な対処方法等について助言した。 (5) 市学校教育課が以下のことに取り組んだ。 ・ 地域の学校で学ぶことを希望した医療的ケア児の受け入れに対する看護師の配置。 ・ 特別支援学級の児童生徒を支援する学校生活サポーターの増員。 ・ 学校生活サポーターに対する研修。 ・ 県主催の早期教育相談事業を保健センター、あさひ学園に紹介。 ・ 担当職員の増員を県に要望。 ・ 児童生徒や保護者の意見を丁寧に聞き取り、児童生徒にとって適切な交流及び共同学習の設定を行っている。 ・ 福祉実践教室や福祉体験学習、総合的な学習の時間等での活動をとおして、障がいや福祉についての理解を深める。 (6) 積極的な連携が図れるよう、学校教育課が次のこと等を学校に周知した。 ・ 保育所等訪問支援（サービス）の学校での受け入れ ・ 「保護者及び教員向け進路先説明会」への参加促進 「保護者及び教員向け進路先説明会」を開催し、特別支援学校や支援級に通う児童や保護者・教員に対して、卒業後の

		進路先となり得る事業所との面談会や情報提供を実施した。参加者74名 (7) ・子育て世代包括支援センターでは、子育て支援と母子保健、児童福祉が連携を図り、子育て世帯に対して包括的な支援に努めた。 ・令和5年度に助産師の資格を持つ職員1名が、医療的ケア児等コーディネーターの研修を修了し、妊娠期から子育て期にわたる多岐にわたる相談に対し、関係機関と連携し支援に努めた。 ・小中学生を対象とした実態調査や児童館訪問、こども広報等により、ヤングケアラーに関する周知・啓発に努めた。また、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、子どもの気持ちを聞いたり、必要に応じた福祉サービスを提供した。 ・社会福祉協議会の相談員が「ラピオ出張相談(毎週水曜日)」を実施した。相談件数104件
Check	課題	(1) 重点施策３「発達支援・医療的ケア児支援の充実」の課題（１）の③及び⑤に記載。 (2) 重点施策３「発達支援・医療的ケア児支援の充実」の課題に記載。 (4) ・加配保育士が不足している。 ・保育士志望の学生が少ない。 ・児童クラブ全体として支援員の人員不足の問題があり、障がいのある児童の加入申し込みがあり受け入れする場合に、適切な人員配置に時間を要することがある。 ・保育園や施設の空状況により、入園希望に添えないこともある。 (5) 以下３点。 ・看護師の確保。 ・児童生徒の交流及び共同学習を支援する人材の不足。 (6) ・保育所等訪問支援を行う事業所が増えたことで、新規事業所が保育所等訪問支援の流れを周知できていない可能性があることや、職員の入れ替わりなどがあり、改めて保育所等訪問支援の流れを周知し、福祉と教育の連携強化が円滑にできるようにする必要がある。 また、保育所等訪問支援の利用は増えてきたが、受けていく事業所が少ない。利用している事業所の児童が対象になることがほとんどである。 ・保護者・児童生徒、教員共に卒業後の進路先の情報が少ない。 (7) ・市民や関係機関等から、毎日多くの相談や情報共有があるため、情報の集約や必要に応じた対応等をいかに迅速かつ適切に行うかが日々課題である。 ・情報の集約が主な役割となるため、実際のケースに対応する機会が少ない。 ・就学に関する相談窓口や相談までの流れが保護者に分かりにくいとの意見があった。 ・ヤングケアラーの認知度は上がってきてはいるが、支援の必要性を理解することが求められる。

Act	今後の取組	(1) 重点施策３ 今後の取り組み（１）の⑤と同様。 (2) 重点施策３「発達支援・医療的ケア児支援の充実」の今後の取り組みに記載。 (3) 療育支援事業での研修会等を活用していく。 こども連絡会事業所部会にて、事例検討会を開催。 こども連絡会事業所部会にて、各事業所での取り組みや対応などの情報共有を行う。 発達支援・医療的ケア児等支援についての研修・勉強会の案内、周知。 (4) ・保育士確保に努め、子どもたち一人一人に配慮した安全・安心な保育を行う。 ・ こども夢チャレンジ事業の体験の中に保育士体験を入れたり、中学校の職業人体験を積極的に受け入れて、保育士の魅力発信を行う。 ・ 令和6年度に引き続き、障がいの有無に関わらず希望のある児童の受け入れを児童クラブで行っていく。 ・ 令和6年と同様の内容で、障がい児対応の向上を図る。 ・ 今後も関係機関との連携を図り、親子に寄り添い、親子との関係作りを行っていく。 (5) 学校教育課が以下２点取り組む ・ 学校生活サポーターの専門性の向上を目指し、研修を年３回に増加。 ・ 就学に関する相談窓口や相談の時期、相談までの流れをまとめた案内を作成する予定。 (6) ・ あさひ学園、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所への関係者向け事業所見学会の実施。 （対象：市内小中学校教員、特別支援学校３校教員、市内保育園・幼稚園保育士、保健センター、 子育て包括支援センター、春日井児童相談センター等） ・ 保育所等訪問支援を進めていく上でのフローチャートを再度事業所へ周知していく。また、こども連絡会事業所部会にて、保育所等訪問支援についての状況把握・周知を行っていく。 ・ 不登校児童生徒の社会資源について、学校教育課のホームページにアップされている「不登校児童生徒の支援に係る相談窓口」を活用していく。新たな社会資源の掲載については、今後学校教育課が検討していく。 ・ 日中活動系連絡会・就労支援連絡会合同連絡会にて、「保護者への進路先説明会」を開催するため、保護者に案内をしていく。 (7) ・ 引き続き、子育て支援と母子保健、児童福祉が連携を図り、子育て世帯に対して包括的な支援に努めていく。 ・ 引き続き、妊娠期から子育て期にわたる多岐にわたる相談に対し、関係機関と連携し支援に努めていく。 ・ 市内の計画相談支援事業所が増えていくよう、相談支援事業所連絡会主催の「障がい相談支援専門員の魅力を発信」の勉強会への参加呼びかけを行っていく。 ・ 引き続き、学校や福祉機関等と連携を強化し情報共有に努めていく。

基本目標６　　**地域医療を確保します**　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性		障がいのある人が安心して医療を受られるよう、医療施設の配慮を医療機関に働きかける。 医療費の助成をおこなう。 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での必要な精神保健支援は求められており、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指す。
		取組項目	(1) 医療費の助成　(2) 地域での医療の確保 (3) 難病患者への支援　(4) 精神障がい者等の地域移行

		主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
Do	成果	❶ 地域移行支援の利用者数	R4　3 人	↗	― 人	人	人	人	人	人

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は3人。令和6年度の実績値は令和7年4月時点で未集計。

(4) 医療機関から長期入院中の精神障がいのある人が退院することになった際、病院から障がい福祉課や委託相談支援事業所に連絡が入り、地域への移行支援を行っている。また、地域移行を実施している相談員が少ないことから、相談支援事業所連絡会で地域移行・地域定着の事例検討及び勉強会を行った。

Check	課題	(4) 地域移行・地域定着支援については、相談員の経験や、知識不足がある。
Act	今後の取組	(4) 「地域移行・地域定着の勉強会」 ・地域移行・地域定着について、精神科病院の退院調整担当者から現状を聞き、相談支援専門員のスキルアップを目指す。 尾張北部医療圏域精神障害者地域移行支援コア機関チーム会議に出席し、地域移行が必要な精神障がい者等の把握を行っていく。

基本目標７　　社会参加を促進します　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性	生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場であり、リハビリテーションや健康管理にも役立つスポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の提供、情報アクセシビリティの向上、参加しやすい環境整備等を進め、障がいのある人の様々な活動への参加を促進します。
	取組項目	(1) 情報アクセシビリティの向上　(2) 意思疎通支援の充実　(3) スポーツ活動の推進 (4) 文化芸術活動への取り組み　(5) 余暇活動の場の確保　(6) 外出支援 (7) 社会参加のしやすさの向上

Do　成果

主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
❶ 市の意思疎通支援事業を利用した実人数	R4　13　人	↗	14 人					
❷ 「障がい者（児）スポーツ・レクリエーションのつどい」への参加者数とボランティア数	R4　193　人	↗	314 人					
❸ 市が主催または後援する芸術作品などを発表する機会に出展した障がい者の人数	R4　127　人	↗	102 人					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は19人。障がい者団体（小牧市難聴・中途失聴者協会）へ市の意思疎通支援事業の説明を実施した。

❷ 令和5年度の実績値は273人。SNSを活用した周知を実施した。

❸ 令和5年度の実績値は116人。SNSを活用した周知及び名鉄小牧線への車内広告を実施した。

(1) 障害のある人が受けられる障がい福祉サービスを分かりやすくまとめた「障がい福祉サービス事業所一覧」を作成した。
音声コード「Uni-Voice」について、市役所から発送する封筒への表示に務めた。

(2) 各種行事に手話通訳、要約筆記等の配置を促した。

(3) 障がい者スポーツを通して障がい者理解が進むよう、ボランティアセンター主催の小牧市障がい者（児）スポーツ・レクリエーションを開催した。参加者146名、保護者・施設職員89名

ボランティアセンターが小牧市障がい者(児) スポーツ・レクリエーションにボランティアの参加を促し、ボランティアの確保と育成の促進を行った。令和6年度のボランティア参加者79名

		(4) 小牧市障がい者作品展『こまきアール・ブリュット展』を小牧市障害者自立支援協議会の各事業所へ開催案内した。 こまきアール・ブリュット展を開催し、障がい者の創作活動や展示・発表の場の充実を図った。 (5) 障がいのある方の余暇活動の場の充実を図る目的で、「にじカフェ」を年２回開催した。 障がいのある方の余暇活動の場の充実を図る目的で、サンデーボランティア主催の「ボッチャ教室」の周知協力を行った。8月以外毎月開催。 (7) ボランティアセンターが、視覚障がい者や車イス利用者の外出介助方法を学ぶ「ガイドボランティア養成講座」を開催した。受講者12名
Check	課題	(5) 担当した委員からは「年2回の頻度では、“にじカフェ”が余暇活動の場の充実となっているとは言い難い現状がある」との指摘あり。
Act	今後の取組	(2) 「手話奉仕員養成講座」など、意思疎通支援に係る人材の育成に努める。 (3) 「障がい者（児）スポーツレクリエーションの集い」の充実を図る。 (4) 「こまきアール・ブリュット展」など、障がい者の創作活動や展示・発表の場の充実を図る。 (5) 障がいのある人の余暇活動の充実について、他の方法も含め日中活動系・就労支援連絡会で話し合いを行う。 (7) 令和7年度にパークアリーナ小牧の改修工事を行い、トイレの洋式化等の整備を行う。

基本目標８　　環境を整備します　　**作成日　令和7年5月19日**

Plan	施策の方向性	障がいのある人が安全・安心に暮らすことができ、社会参加をしやすくしていくため、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していく。 地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮せるまちづくりを推進します。
	取組項目	(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化　(2) 緊急時の対応　(3) 災害時の支援体制の構築

		主な活動指標	基準値	方向性	実績値 R6	R7	R8	R9	R10	R11
Do	成果	❶ 災害時避難行動要支援者台帳における障がい者の登録者数	R4　1,651　人	↗	1,490 人					

＜方向性に沿って令和6年度におこなったこと＞

❶ 令和5年度の実績値は1,596人。各連絡会にて『災害時避難行動要支援者台帳』への登録啓発を行なった。事業所からも本人及びご家族へ登録を促され、災害時の支援体制への意識向上に繋がった。

(1) 市民会館の大規模改修工事を行い、スロープの設置、トイレの洋式化等の整備を行った。

(3) 災害時配慮者支援用バンダナを市内40か所の指定避難所に設置し、市民や障がい者団体、地域協議会などに周知した。
防災意識を高めるため、各連絡会にて、BCP（業務継続計画）の策定・研修・訓練の実施状況を確認した。

(3) 各連絡会にて、『災害時避難行動要支援者台帳』への登録啓発を行なった。
障がいのある人が安全・安心に暮らすことができ、社会参加をしやすくしていくため、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした環境整備の推進
あさひ学園が福祉避難場所になっているが、備蓄品に関しては未実施。

Check	課題	(3) 福祉避難場所のあさひ学園は、バリアフリー化にはなっているが、電源の確保、酸素濃縮器などの備蓄については、地区の防災倉庫から運び込まれることになっているため、災害時にすぐ対応することができるのか。 備蓄品などの整備ができていない。
Act	今後の取組	(1) 令和7年度にパークアリーナ小牧の改修工事を行い、トイレの洋式化等の整備を行う。 (2) 「NET119」の周知に努める。 (3) 福祉避難所としての準備や対応などを検討していく。